

< 廃棄物処理法に関する参考資料 >

資料1 特別管理産業廃棄物の種類と判定基準

(1)特別管理産業廃棄物の種類と品目例

主な分類		概要	
特別管理産業廃棄物	廃油	引火点 70°C未満の廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)	
	廃酸	pH 2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	pH12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療関係機関等で発生した感染性のおそれのある産業廃棄物	
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB、PCB 含有廃油
		PCB 汚染物	PCB が付着した(染み込んだ、塗布された、封入された)もの
		PCB 処理物	廃 PCB 等、PCB 汚染物の処理物で一定濃度を超過して PCB を含むもの
		廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀等。 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るものまたは大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		有害金属等を含む産業廃棄物	特定の排出源から排出される産業廃棄物で、判定基準(特定有害産業廃棄物の判定基準)を超えるもの、およびトリクロロエチレン等の廃油

※特定有害産業廃棄物に「廃水銀等」を追加

(2)特別管理産業廃棄物の判定基準

試験方法 (単位)	ばいじん、燃え殻、鉍さい	汚泥	特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの		廃酸、廃アルカリ
			廃酸、廃アルカリ以外の場合	廃酸、廃アルカリの場合	
	溶出試験 (mg/L 以下)		含有量試験 (mg/L 以下)		
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.09	0.3	0.3
鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
有機燐化合物	—	1	1	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	1.5	5	5
砒素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
シアン化合物	—	1	1	1	1
PCB	—	0.003	0.003	0.03	0.03
トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
チウラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
1,4-ジオキサン	0.5 ¹⁾	0.5	0.5	5	5
試験方法 (単位)	含有量試験 (値以下)				
ダイオキシン類(DXN) ²⁾	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/L	100pg-TEQ/L

1) ばいじんおよびその処理物に適用

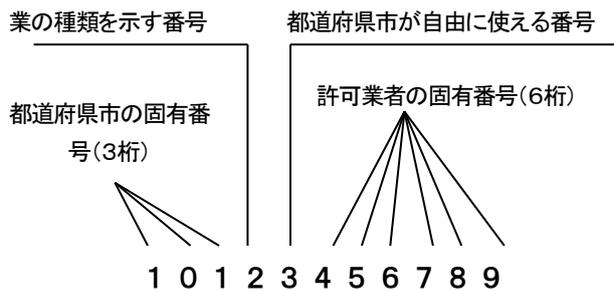
2) DXN は、鉍さいを除いた燃え殻、ばいじん、汚泥およびその処理物に含まれる含有量を示す。

・指定下水汚泥は省略

(出典：特別管理産業廃棄物規制の概要、環境省ホームページ) http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/01.html

資料2 処理業者の許可番号と県政令市の一覧

(1) 処理業者の許可番号



業の種類を示す番号

産業廃棄物収集運搬業	積替保管を含まない	0
	積替保管を含む	1
産業廃棄物処分業	中間処理のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処理と最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替保管を含まない	5
	積替保管を含む	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処理と最終処分	9

(2) 産業廃棄物を所管する都道府県及び政令市

(平成30年4月現在)

固有番号	都道府県名	固有番号	都道府県名	固有番号	政令市名	固有番号	政令市名
001	北海道	025	滋賀県	061	岐阜市	094	いわき市
002	青森県	026	京都府	062	静岡市	095	長野市
003	岩手県	027	大阪府	063	浜松市	096	豊橋市
004	宮城県	028	兵庫県	064	名古屋市	097	高松市
005	秋田県	029	奈良県	065	京都市	098	相模原市
006	山形県	030	和歌山県	066	大阪市	099	西宮市
007	福島県	031	鳥取県	067	堺市	100	倉敷市
008	茨城県	032	島根県	068	東大阪市	101	さいたま市
009	栃木県	033	岡山県	069	神戸市	102	奈良市
010	群馬県	034	広島県	070	姫路市	103	川越市
011	埼玉県	035	山口県	071	尼崎市	104	船橋市
012	千葉県	036	徳島県	072	和歌山市	105	岡崎市
013	東京都	037	香川県	073	広島市	106	高槻市
014	神奈川県	038	愛媛県	074	呉市	108	青森市
015	新潟県	039	高知県	075	下関市	109	八王子市
016	富山県	040	福岡県	076	北九州市	110	盛岡市
017	石川県	041	佐賀県	077	福岡市	111	柏市
018	福井県	042	長崎県	078	大牟田市	112	久留米市
019	山梨県	043	熊本県	079	長崎市	114	前橋市
020	長野県	044	大分県	080	佐世保市	115	大津市
021	岐阜県	045	宮崎県	081	熊本市	116	高崎市
022	静岡県	046	鹿児島県	082	鹿児島市	118	豊中市
023	愛知県	047	沖縄県	083	岡山市	119	那覇市
024	三重県			084	宇都宮市	120	枚方市
				085	富山市	121	越谷市
				086	秋田市	122	八戸市
				087	郡山市	124	福島市
固有番号	政令市名	固有番号	政令市名	088	大分市	125	川口市
050	旭川市	056	横浜市	089	松山市	126	八尾市
051	札幌市	057	川崎市	090	豊田市	127	明石市
052	函館市	058	横須賀市	091	福山市	128	鳥取市
054	仙台市	059	新潟市	092	高知市	129	松江市
055	千葉市	060	金沢市	093	宮崎市		

※福島市など6市が追加(平成30年4月)

資料3 産業廃棄物場外保管届出書

様式第二号の四 (第八条の二の四、第八条の二の七関係)

産業廃棄物事業場外保管届出書 都道府県知事 殿 (市長)		年 月 日
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 第12条第3項前段、の規定により、関係書類 第12条第4項 及び図面を添えて届け出ます。		
所在地	積	㎡
保管の場所に関する事項 保管する産業廃棄物の種類 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)		
保管開始年月日		年 月 日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号又は第2号ロ(3)の規定により保管することができない産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本工業規格 A列4番)

資料4 措置内容等報告書

紙伝票のマニフェストを使用している場合 (電子マニフェストを使用している場合は、様式第五号)

様式第四号 (第八条の二十九関係)

措置内容等報告書 都道府県知事 様 (市長)		報告者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年 月 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票 交付番号	交付年月日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類 1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()		
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (以下「施行規則」という。) 第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき (年 月 日)		
運搬又は処分の受託者 氏名又は名称 住所		
把握した運搬又は処分状況及びその把握の方法 △生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		
備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者 ④の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、回欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)